

3乙保福第311号
令和3年5月10日

社会福祉法人大山崎町社会福祉協議会
会長 荻野 和雄 様

京都府知事 西脇 隆俊



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

有効期間 令和3年5月10日から令和8年5月9日まで

担当	乙訓保健所 福祉課
電話	075-933-1154